家庭系ごみの出し方

《ご注意ください》

ごみ・資源物は、各家庭敷地内の道路端またはごみ集積所へ出してください。

必ず午前8時までに出してください。

ただし、下連雀3丁目と上連雀2丁目の燃やせるごみは、月・木曜日の夜11時30分までにお出しください。

※1回に出せる燃やせるごみと燃やせないごみの量は40リットルの指定収集袋で3袋まで（紙おむつ・落ち葉・草は40リットル相当の袋で3袋まで）、その他の資源物は、45リットル相当の袋で3袋までです（古紙は、3束までです）。

※1袋・1束の重さは片手で持てる重さにとどめてください。
4袋・4束以上は、多量ごみになりますので、お申し込みが必要です（P16参照）。

※家のリフォームなど、業者が手がけたものは事業系ごみとなり、市で処理することができません。処理については依頼した業者に確認してください。

※祝日（年末年始を除く）でも収集します。

※強風やカラスによるごみの散乱を防止する対策をお願いします。
また、荒天時（台風や積雪等）は、ごみの飛散や作業安全上の理由から、次回にお出しいただくようご協力ください。

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は有料です。

指定収集袋（有料）でお出しください。

植物由来プラスチック25％配合したごみ袋

袋のサイズ		販売価格（10枚1セット）
ミニ袋	5ℓ	90円
S袋	10ℓ	180円
M袋	20ℓ	370円
L袋	40ℓ	750円

（内税扱）

袋は燃やせるごみ・燃やせないごみ共通です。分別をして、それぞれの収集日に出してください。

会話形式で、ごみの分別等を調べられます！

人が返答するように、AI（人工知能）がごみの分別や粗大ごみの処理手数料を教えてくれます。右記QRコードから市ホームページにアクセスし、指定収集袋でおなじみの三鷹市公式キャラクター「サリー」のアイコンをクリックしてください。パソコンやスマートフォンからご利用いただけます。

サリー

対応言語：日本語、英語、中国語、ハングル、ベトナム語

ごみ処理手数料（指定収集袋）の減免制度について

以下に該当する世帯には、ごみ処理手数料の減免があります。

（1）生活保護受給世帯
（2）中国残留邦人等支援受給世帯
（3）児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
（4）老齢福祉年金受給世帯
（5）75歳以上のみで収入が年金のみ、または収入のない世帯
（6）身体障害者手帳（1級または2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）、愛の手帳所持者（1度または2度）のいずれかを持つ方が属する市民税非課税世帯

所定の申請書に必要な書類（減免事由のわかるもの）を添えて申請してください。
1年間（10月から翌年9月までを1年としています）に1回の申請となります。
配付枚数は年間100枚です。期間途中での申請による有料袋の交付枚数は、交付決定月から起算した月割で交付します。
単身世帯にはS袋、5人以上の世帯はL袋、その他の世帯はM袋を交付します。

ボランティア清掃をする方へ

道路や河川など公共の場所を清掃したごみは、ボランティア袋でお出しください。ごみ対策課または各市政窓口で所定の用紙に記入してください。1回の申込みで個人の場合は30枚、団体（3人以上）の場合は100枚を上限としてお渡しします。家庭から出るごみは対象となりません。